

藤沢市医療法施行条例の制定について
藤沢市医療法施行条例を次のように定める。

2012年（平成24年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市医療法施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（診療所における専属薬剤師の配置の基準）

第2条 法第18条本文の規定により専属の薬剤師を置かなければならない診療所は、医師が常時3人以上勤務する診療所とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、医療法が改正されたことに伴い、保健所を設置する市の区域に所在する診療所にあつては、当該保健所を設置する市の条例の定める基準により専属薬剤師を置かなければならないこととされたことから、当該基準について新たに本市の条例において定める必要による。